

別 紙

答申第2号

答 申

第1 審査会の結論

山形県教育委員会は、本件異議申立ての対象となった公文書の不開示部分(平成12年8月22日付け公文書一部開示変更決定後の不開示部分)のうち、次の部分を開示すべきである。

「平成10年度懲戒処分状況」のNo.10の事案に係る身分のうち職の種類

第2 異議申立てに至る経緯

1 異議申立人は、平成12年1月4日、山形県情報公開条例(平成9年12月県条例第58号。以下「条例」という。)第4条第1項の規定に基づき、山形県教育委員会(以下「実施機関」という。)に対し、「1998年度に懲戒処分を受けた教職員名全員とその処分を下した理由、事件・事故の内容にかかわる全ての文書」の開示を請求(以下「本件開示請求」という。)した。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、平成10年7月から平成11年3月までの間の「懲戒処分辞令案及び処分事由説明書案」、 「平成10年度懲戒処分状況」を特定した上で、これらのうち、次の「(1) 開示をしない部分」を除いて開示をする旨の決定(以下「本件処分」という。)を行い、次の「(2) 開示をしない理由」を付して、平成12年2月1日付け教総第1281号公文書一部開示決定通知書により、同日、異議申立人に通知した。

(1) 開示をしない部分

ア 懲戒処分辞令案及び処分事由説明書案

(ア) 職員の職名、氏名その他特定の個人が識別され、又は識別され得る部分

(イ) 非違行為の事実等が記載されている部分

(2) 開示をしない理由

アの(ア) 条例第6条第1項第2号に該当

個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るため

アの(イ) 条例第6条第1項第6号に該当

県が行う事務の目的が達成できなくなり、又は当該事務の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるため

3 異議申立人は、平成12年2月10日、本件処分を不服として、行政不服審査法(昭和36年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

4 平成12年2月16日、実施機関は、条例第11条の規定に基づき、山形県情報公開審査会

(以下「審査会」という。)に対して、当該異議申立てに係る諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

第3 異議申立て後の実施機関による変更決定

実施機関は、平成12年8月22日、本件処分で不開示とした部分のうち、次の部分を開示することに変更する旨の決定(以下「変更決定」という。)を行い、平成12年8月22日付け教総第623号公文書一部開示変更決定通知書により、同日、異議申立人に通知した。

実施機関は、平成12年7月6日、職員に係る懲戒処分の公表の基準を定め、懲戒処分事案については、当該基準によりその内容の公表を行うこととしたところであり、変更決定は、この基準を踏まえて行われたものである。

変更決定により新たに開示した部分

1 懲戒処分辞令案

身分のうち、職の種類に相当する部分(「校長」と「教諭」に限る。)

所属名のうち、学校の種別に相当する部分

懲戒処分の始期終期

懲戒処分の発令年月日

2 処分事由説明書案

非違行為の発生日時のうち、年月日

非違行為の発生場所(特定の個人が識別され又は識別され得る部分を除く。)

非違行為の内容(特定の個人が識別され又は識別され得る部分及び開示することにより事務の目的が達成できなくなり、若しくは当該事務の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがある部分を除く。)

非違行為の発生原因(特定の個人が識別され又は識別され得る部分を除く。)

第4 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭意見陳述において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) 懲戒処分の情報公開について

情報公開の目的は、自治体が適正に業務をしているか、納税者が見て分かるようにすることにあるのだから、不適切な業務や落ち度があった職員に対し、何らかの処分を任命権者が下した場合、どんな理由で処分を受けたのか、処分の軽重を問う上でも情報公開が必要となる。

学校職員の特殊性について「関係者間の信頼が重んじられる」としており、特殊性を根拠に不開示にしているものと思料されるが、学校職員が情報公開の対象外になる根拠は何

一つ示されていない。

(2) 特定の個人が識別されることについて

「平成10年度懲戒処分状況」のNo.2から9について、暴力行為があった年月日、内容、処分をした年月日が全く開示されていないが、その一方で速度違反で戒告を受けた教育公務員は、道路交通法違反をした年月日や時間、場所を開示されており、個人識別性に対する件の基準は全く曖昧なものだ。

少なくとも小中学校か特殊学校といった学校の種別、暴力を受けた同僚職員の性別、暴力行為の内容、けがの具合などは明らかにできるはずである。

プライバシー保護から個人を特定させないことを理由にするのであれば矛盾している。

プライバシーとは、職場とは全く関係ない私生活での出来事で、かつ、刑事事件や民事訴訟など、別の公の機関が関係しなかった場合に初めて生じるものであり、この点で県教委はプライバシーの意味を誤解しているものと思われる。

また、けがを負わされた被害者の名前は、通常、刑事事件でも公表される。被害者に対するプライバシー保護の理論が一般的な理解を得ているのは、強姦などの申告罪に限られる。

監督責任を問われた者の役職名と名前は、条例第6条第1項第2号ただし書口及び二に該当し、開示すべきと思われる。

(3) 県が行う事務の目的が達成できなくなることについて

停職処分が1999年3月31日からの1年間だったとしても、今回の決定を異議申立人が知った時点で処分内容の過半を達成しており、目的の達成や事務執行への支障は考えられない。

(4) 県が行う事務の円滑な執行に支障が生じるおそれがあることについて

他に公表しないことを前提に情報を収集している理由として、非公開が前提でなければ、疑いのある職員や関係者から正確かつ積極的な証言を得るのに支障があるといっているが、秘密を前提とすれば正直に話すのは、刑事事件になったら本名が公表され、被害者自身や家族が辱めを受ける強姦などの事件に限られると一般には考えられる。

被害者の存在が開示されるだけで、被害者として識別される不安や動揺を与え、実施機関に対する不信感を抱かせ、児童生徒に対する個別指導の実施に著しい支障が生じるおそれがあるとしているが、個別指導の円滑な執行に支障があるかどうかは、それまで教師たちが児童生徒に信頼される指導してきたかによるので、事件が起きたことは関係ない。

また、心ない憶測や流言が学校内外に生じ、犯人捜し、被害者捜しを企図した様々な活動が行われることが容易に予見されるなどがあるが、被害者のプライバシーは守られるべきと申立人は考えるが、それは加害者の行為まで隠す理由にはならない。被害者のプライバシーが保護できるのであれば、加害者の氏名や事件内容はすべて公表できる。被害者の情報と加害者の情報は必ずしも表裏一体ではない。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭意見陳述において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

1 懲戒処分の情報公開について

情報公開制度は、請求の理由、目的を問わない制度であり、実施機関の決定についても請求者に応じて変わるものではなく、同様の請求に対しては同様の対応をすることになる。また、同制度による行政情報の開示にあたっては、児童生徒と相對して職務を行うという学校職員の職務の性質、人格・能力の形成過程にある児童生徒に対する影響等、学校における教育活動の特殊性を考慮のうえ対応すべきである。これらを前提として、次の理由から公文書の一部開示決定を行ったのもである。

2 懲戒処分に係る実施機関の調査について

実施機関は、職員の非違行為の疑いについて、直接調査し、又は校長等に対し必要な調査を指示して実施機関に代わってこれを行わせ、調査結果を得る。

調査に際しては、次の理由により、非違行為の疑いのある職員その他非違行為の被害者を含む関係者から、他に公表しないことを明示又は黙示を前提に情報を収集している。

- (1) 当該情報は、非違行為者及び関係者にかんするものであって、個人のプライバシーに該当する。
- (2) 他に公表しないことが前提でなければ、正確かつ積極的な陳述・証言や情報を得ることに支障がある。また、逆に、秘密とすることで、より詳細な情報を得ることが可能なる。
- (3) 実施機関による調査は強制力を伴うものではないことから、非違行為の疑いのある職員その他関係者が証言等の公表を嫌って黙秘し、又は被害の申出を避けた場合には、事実確認自体できなくなり、当該職員の責任を問えない結果となるおそれがある。

3 本件公文書について

本件公文書20件は、教育委員会の会議に懲戒処分の要否と内容を提案し決定等を行う際に作成された伺いの一部である。具体的には、被処分者に交付する懲戒処分辞令案及び処分事由説明書案であり、発令した懲戒処分の内容とともに、発令年月日並びに被処分者の身分、所属名、職名及び氏名が記載され、実施機関が把握した非違行為の事実関係が処分事由として被処分者に説明した体裁で記載されている。

なお、懲戒処分辞令案及び処分事由説明書案に記載された情報の大半が条例第6条第1項第2号又は第6号に該当し、処分の内容が全くわからないものもあるため、懲戒処分に係る事案概要、処分の内容が分かる文書として「平成10年度の懲戒処分状況」を別途開示している。

4 条例第6条第1項第2号該当性について

- (1) 被処分者の氏名は、特定の個人が直接識別される情報であり、条例第6条第1項第2号
号
に該当する。

- (2) 被処分者の身分(所属する市町村名が特定されるもの及び職名が特定されるものに限る。)、所属名及び職名は、類型的な個人の属性であり、開示されたとしても、同じ属性を有する複数の職員の中から特定の個人を識別することは容易でないと認められるが、同

じ属性を有する複数が単数又はごく少数である場合もあり、これらの情報と一般に公にされている職員の名簿等を照合し、あるいはこれらの情報を相互に組み合わせることにより特定の個人を識別することは可能であると認められ、条例第6条第1項第2号に該当する。

また、身分のうち、その職名が特定されないものについても、学校に少数しか存在しない身分の職員が複数名同時に処分されたような場合は、その人数から検索の対象が絞られて、識別の可能性が高まるものであり、一般に公にされている職員の名簿等を組み合わせることにより特定の個人を識別することは可能である。

(3) 処分事由として記載されている非違行為者の非違行為のうち、道路交通法違反を除けば

いずれも特異なもので同じ種類の行為の発生が稀であるため、この時のこの事件についての情報だと判別されやすい。

学校職員の非違行為が公になった場合はもちろんのこと、任命権者の知るところとなった場合においても、職務の性質上、児童生徒や保護者らに非違行為に関する情報の多くを明らかにしたうえで、継続的に児童生徒と相対して職務に従事するとともに、関係者間の信頼が重んじられる学校職員の特殊性から、PTA等の関係者に学校側から説明する場合もある。

処分事由として記載されている非違行為の具体的な日時、場所、経緯の詳細等事実関係の情報は、上記の事情を考慮して判断すれば、既に一般に公にされている情報や特定人が知りうる事実等を照合し、組み合わせることによって、特定の個人を識別することが可能であると認められ、条例第6条第1項第2号に該当する。

5 条例第6条第1項第6号該当性について

本件公文書のうち9件に処分事由として記載されている非違行為若しくは非違行為に係る管理監督責任の事実関係は、いずれも特異なものであるうえ、非違行為者その他被害者を含む関係者から収集した情報のみから実施機関において把握したものであり、他に公表しないことを前提に事情聴取等を行ない、必要な情報を収集している。

したがって、これらの情報が公開されると、関係当事者間の信頼関係、協力関係が損なわれるとともに、被害者を含む関係者に不慮の不利益を被らせ、また、将来同種の懲戒処分を行う際に必要な事情聴取を忌避されるなど、非違行為者その他関係者から必要な情報を得られなくなるおそれがある。

また、被害者が自らの判断により非違行為の発生そのものが公にならないことを望む場合においては、当該被害者が直接識別できる情報が公にならなくとも、被害者になったものが存在するという情報が開示されるだけで、本人に被害者として識別される不安や動揺を与えるとともに、実施機関に対する不信を抱かせ、特に慎重になされるべき児童生徒に対する個別の指導の実施に著しい支障が生ずるおそれがあると認められることはもとより、特定の時期に発生した特異な非違行為の被害者がどこかに存在するという情報が公開されると、心ない憶測や流言が学校内外に生じ、被害者捜しを企図した様々な活動が学校内外において行われることが容易に予見され、それらに影響される児童生徒全体の動揺や事態の収集のために必要となる業務の発生などにより、児童生徒に対する指導その他の学校運

営の円滑な実施に著しい支障を生ずるおそれがある。

よって、これら 9 件の処分事由説明書案に記載された、非違行為の日時、場所、経緯の詳細等事実関係の情報は、条例第 6 条第 1 項第 6 号に該当する。

第 6 審査会の判断理由

審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第 1 条にあるように、県民の県政に関する情報の公開を請求する権利につき定めるところにより、県政について県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する適正な評価の確保及び参加の促進を図り、もって県民の県政に対する理解と信頼を深め、及び県政の発展に寄与することを目的として制定されたものである。

そして、情報公開にあたっては、情報の公開を請求する権利とともに、請求された公文書に情報が記録されている個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との適切な調和を図る必要があるものであり、それが条例第 6 条に開示してはならない情報として具体化されているところである。

したがって、公文書を開示するかどうかの判断は、あくまでも、請求された公文書に記録された情報が、条例第 6 条に規定された不開示情報に該当するかどうかによって決められるべきものとなる。

よって、審査会は、この基本的考え方に基づき、不開示とされた情報が条例第 6 条第 1 項各号に該当するかどうかをその文理及び趣旨にしたがって判断するとともに、本件事案について、個別、具体的に判断することとする。

2 本件公文書について

実施機関は、服務義務違反その他の非違行為に及んだ疑いがある職員について、任命権に基づき必要な調査、情報収集を行って事実関係を把握し、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 29 条第 1 項による懲戒処分を行う必要性とその内容について、教育委員会の会議において意思決定を行っている。

本件公文書は、平成 10 年 7 月から平成 11 年 3 月の間に、教育委員会の会議に懲戒処分の要否と内容を提案し決定を行う際に作成された 20 件の伺いの一部（懲戒処分辞令案及び処分事由説明書案から構成されている。）並びに平成 10 年度に行った懲戒処分に係る事案概要及び処分内容を一覧表にした「平成 10 年度懲戒処分状況」である。

3 審査会が判断する範囲について

本件異議申立ては、平成 12 年 2 月 1 日付け教総第 1281 号公文書一部開示決定に対してなされたものであるが、平成 12 年 8 月 22 日付け教総第 623 号公文書一部開示変更決定により新たに開示された部分については、現時点においては異議申立人の権利は既に救済されていると認められるため、審査会としては、変更決定後もなお不開示とされた部分について以下判断する。

4 条例第6条第1項第2号該当性について

条例第6条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの」は、開示してはならないと規定している。これは、個人に関する情報は、一度開示されると当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあることから、プライバシーを中心とした個人の正当な権利利益を最大限保護する観点から、最大限に尊重されるべきものであるという趣旨から規定されたものである。

なお、本号ただし書は、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」、「ロ 一定の職務上の権限又は責任を有する公務員として規則で定めるもの（以下「権限ある公務員」という。）の職務の遂行に係る情報に含まれる当該権限ある公務員の職に関する情報（開示をすることにより、当該権限ある公務員の権利が不当に侵害されるおそれがある場合の当該情報を除く。）」、「ハ 権限ある公務員以外の公務員の職務の遂行に必要な歳出予算の支出に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報（開示をすることにより、当該公務員の権利が不当に侵害されるおそれがある場合の当該情報を除く。）」、「ニ 権限ある公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該権限ある公務員の氏名に関する情報（開示をすることにより、当該権限ある公務員の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該情報を除く。）」、「ホ 権限ある公務員以外の公務員の職務の遂行に必要な歳出予算の支出に係る情報に含まれる当該公務員の氏名に関する情報（開示をすることにより、当該公務員の権利を不当に侵害し、又は生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該情報を除く。）」、「ヘ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示をすることがより必要であると認められる情報」と規定されており、本号本文に該当する情報であっても、このいずれかに該当する場合には、開示すべきことを定めたものと解される。

以下、これを本件公文書について判断する。

(1) 懲戒処分辞令案

懲戒処分辞令案には、被処分者の身分、所属名、職名、氏名、懲戒処分の内容、懲戒処分の始期終期及び懲戒処分の発令年月日が記載されている。

これらの情報についての変更決定後の開示、不開示の状況は、別紙1のとおりである。

なお、身分として記載された情報内容は、高等学校については「公立学校」の記載及び職の種類であり、小学校及び中学校については市町村名、「公立学校」の記載及び職の種類である。

ア 身分

(ア) 市町村名

身分のうち「市町村名」については、「市町村名」を開示した場合、変更決定により被処分者の所属する学校の種別が開示されていることから、小学校又は中学校の数がひとつ又は少数である市町村については、被処分者の所属又は被処分者が識別され又は識別され得る蓋然性は高いもの認められる。

一方、同一市町村内に小学校又は中学校が多数存在する場合には、単に「市町村名」

のみが開示されることによって直ちに特定の所属又は特定の個人が識別され又は識別され得るとまではいえない場合もあると認められる。

そこで、当該情報の本号本文該当性の判断にあたっては、「市町村名」のみの開示による個人の識別可能性ではなく、本件公文書中で既に開示されている情報及び変更決定後もなお不開示とされた情報の開示の可否等を総合的に勘定し、個々の事案に即して個別に判断する必要があると考える。

上記の考え方に基づき、審査会においてインカメラ審理を行い個別に検討を行ったところ、「市町村名」が開示とされた「平成10年度懲戒処分状況」のNo.(以下「No.」という。)10、12、13、14、16及び17に係る当該情報については、いずれも、本件公文書中で既に開示されている情報並びに一般に公にされている職員の名簿及び一般人が通常知り得る他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され又は識別され得る情報であると認められ、本号本文に該当する。また、本号ただし書きからへのいずれにも該当しない。

したがって、当該情報は、条例第6条第1項第2号に該当する。

(イ) 職の種類

身分のうち「職の種類」についてはその種類によっては、同じ職の種類に属する職員が少数であるものや特定の所属にのみ配置されるもの、あるいは配置される職の種類毎の職員数が所属によって大きく異なるものがあり、このようなものについては、一般に公にされている職員の名簿や一般人が通常知り得る他の情報と照合し、あるいは同一の所属に係る同じ職の種類に属する職員数と組み合わせることにより、特定の所属又は特定の個人が識別され又は識別され得る蓋然性は高いものと認められる。

一方、同じ職の種類に属する職員が特定の所属に偏ることなく多数存在する場合には、単に「職の種類」のみが開示されることによって直ちに特定の所属又は特定の個人が識別され又は識別され得るとまではいえない場合もあると認められる。

そこで、当該情報の本号本文該当性の判断にあたっては、「職の種類」のみの開示による個人の識別可能性だけでなく、本件公文書中で既に開示されている情報及び変更決定後もなお不開示とされた情報の開示の可否等を総合的に勘案し、個々の事案に即して個別に判断する必要があると考える。

上記の考え方に基づき、審査会においてインカメラ審理を行い個別に検討を行ったところ、「職の種類」が開示とされた事案のうちNo.10に係る当該情報については、同じ職の種類に属する職員が特定の所属に偏ることなく多数存在しており、本件公文書中で既に開示されている情報並びに一般に公にされている職名の名簿及び一般人が通常知り得る他の情報との組み合わせによって、特定の個人が識別され又は識別され得る情報であるとは認められない。

したがって、No.10に係る当該情報は、条例第6条第1項第2号には該当しない。

No.10以外のNo.2、3、4、6、7、8、及び20に係る当該情報については、いずれも、所属に配置される職の種類毎の職員数が所属によって大きく異なるものや、同じ職の種類に属する職員が少数であるものであることから、本件公文書中で既に開示されている情報並びに一般に公にされている職員の名簿及び一般人が通常知り得る他の情報と組み

合わせることにより、特定の個人が識別され又は識別され得る情報であると認められ、本号本文に該当する。また、本号ただし書イ及びハからへのいずれにも該当せず、後期4(1)オで検討のとおり、ただし書口にも該当しない。

したがって、No.2、3、4、6、7、8及び20に係る当該情報は、条例第6条第1項第2号に該当する。

イ 所属名

「所属名」については、一般に公にされている職員の名簿や一般人が通常知り得る他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され又は識別され得る情報である。また、本号ただし書イからへのいずれにも該当しない。

したがって、当該情報は、条例第6条第1項第2号に該当する。

ウ 職名

「職名」については、その職名によっては、同じ職名の職員が少数であるものや特定の所属にのみ配置されるもの、あるいは配置される職員数が所属によって大きく異なるものがあり、このようなものについては、一般に公にされている職員の名簿や一般人が通常知り得る他の情報と照合し、あるいは同一の所属に係る同じ職名の職員の数と組み合わせることにより、特定の所属又は特定の個人が識別され又は識別され得る蓋然性が高いものと認められる。

一方、教諭のように、同じ職名の職員が特定の所属に偏ることなく多数存在する場合には、単に「職名」のみが開示されることによって直ちに特定の所属又は特定の個人が識別され又は識別され得るとまではいえない場合もあると認められる。

そこで、当該情報の本号本文該当性の判断にあたっては、「職名」のみの開示による個人の識別可能性だけではなく、本件公文書中で既に開示されている情報及び変更決定後もなお不開示とされた情報の開示の可否等を総合的に勘案し、個々の事案に即して個別に判断する必要があると考えられる。

上記の考え方に基づき、審査会においてインカメラ審理を行い個別に検討を行ったところ、当該情報については、いずれも、特定の所属のみに配置されるものや、同じ職名の職員が少数であるものであることから、本件公文書中で既に開示されている情報並びに一般に公にされている職員の名簿及び一般人が通常知り得る他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され又は識別され得る情報であると認められ、本号本文に該当する。また、本号ただし書イからへのいずれにも該当せず、後期4(1)オで検討のとおり、ただし書口にも該当しない。

したがって、当該情報は、条例第6条第1項第2号に該当する。

エ 氏名

「氏名」については、特定の個人が識別される情報であり、本号本文に該当する。また、ただし書イからハ、ホ及びヘのいずれにも該当せず、後期4(1)オで検討のとおり、ただし書二にも該当しない。

したがって、当該情報は、条例第6条第1項第2号に該当する。

オ 監督責任を問われた者に係る条例第6条第1項第2号に該当する。

なお、異議申立人は、監督責任を問われた被処分者の役職名及び氏名は本号ただし書口

及び二に該当するので当然開示すべきである旨主張しているもので、これについて検討する。

本号ただし書口及び二は、公務員の職務の遂行に係る当該公務員の職及び氏名に関する情報については、行政の説明責任の観点から、決裁権等一定の行政権限を有する公務員の職及び氏名について開示の取扱いとする趣旨の規定である。ここでいう「職務の遂行に係る情報」とは、公務員が行政機関又はその補助機関として、その担任する事務を遂行する場合におけるその情報をいい、公務員の職員としての身分取扱いに係る情報などは、当該公務員の職務遂行に係る情報には含まれないものとされている。

これを本件公文書についてみると、本件公文書に記載された情報は非違行為を理由として行われた懲戒処分に関するものであり、その情報内容は、被処分者の職員としての身分取扱いに係る情報であることは明らかである。

したがって、当該情報は、本号ただし書口及び二には該当しない。

(2) 処分事由説明書案

処分事由説明書案には、非違行為の発生日時、発生場所、行為の内容、被害者に係る情報発生原因等の事実関係が具体的に記載されている。

これらの情報についての変更決定後の開示、不開示の状況は、別紙1のとおりである。

なお、No.2、4、5、6、7、8及び9の処分事由説明書案には、被処分者又は非違行為者の氏名及び職名が記載されており、No.5の処分事由説明書案には被処分者の所属名が記載されているが、これらの情報は、前記4(1)イからエと同様の情報であるので、前記4(1)イからエの判断によることとする。

処分事由説明書案に係る検討においても、前記4(1)における検討手法と同様に、当該公文書中に記載されたそれぞれの情報の本号本文該当性の判断にあたっては、当該情報のみに開示による個人の識別可能性ではなく、本件公文書中で既に開示されている情報及び変更決定後もなお不開示とされた場報の開示の可否等を総合的に勘案し、個々の事案に即して個別に判断する必要があると考える。

上記の考え方に基づき、以下、審査会においてインカメラ審理を行い個別に検討を行った。

ア 発生日時

「発生日時」の一部が不開示とされたNo.2及び3に係る当該情報については、いずれも、特殊なものであり、本件公文書中で既に開示されている情報並びに一般に公にされている職員の名簿及び一般人が通常知り得る他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され又は識別され得る情報であると認められ、本号本文に該当する。また、本号ただし書イからへのいずれにも該当しない。

したがって、当該情報は、条例第6条第1項第2号に該当する。

イ 発生場所

「発生場所」が不開示とされたNo.2、3、4、5、6、7、8、9、10、14及び21に係る当該情報については、いずれも、特殊な場所や市町村名等の記載であることから、本件公文書中で既に開示されている情報並びに一般に公にされている職員の名簿及び一般人が通常知り得る他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され又は識別され得る情報と認められ、本号本文に該当する。また、本号ただし書イからへのいずれにも該当しない。

したがって、当該情報は、条例第6条第1項第2号に該当する。

ウ 行為の内容

「行為の内容」の一部が不開示とされた No.3 及び 4 に係る当該情報については、いずれも、特殊なものであり、本件公文書中で既に開示されている情報並びに一般に公にされている職員の名簿及び一般人が通常知り得る他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され又は識別され得る情報であると認められ、本号本文に該当する。また、本号ただし書イからへのいずれにも該当しない。

したがって、No.3 及び 4 に係る当該情報は、条例第 6 条第 1 項第 2 号に該当する。

No.21 に係る当該情報については、非違行為に係る一般的事実を記載したものに過ぎず、本件公文書中で既に開示されている情報並びに一般に公にされている職員の名簿及び一般人が通常知り得る他の情報と組み合わせることによって、特定の個人が識別され又は識別され得るとは認められない。

したがって、No.21 に係る当該情報は、条例第 6 条第 1 項第 2 号には該当しない。

エ 被害者に係る情報

「被害者に係る情報」が不開示された No.2、3、4、5、6、7、8、9、10、14 及び 21 に係る当該情報については、いずれも、被害者の職氏名や受傷個所等の記載であることから、本件公文書中で既に開示されている情報並びに一般に公にされている職員の名簿及び一般人が通常知り得る他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され又は識別され得る情報であると認められ、本号本文に該当する。また、本号ただし書イからへのいずれにも該当しない。

したがって、当該情報は、条例第 6 条第 1 項第 2 号に該当する。

オ 発生原因等

「発生原因等」が不開示とされた No.2、3、4、5 及び 9 に係る当該情報については、いずれも、特殊なものであり、本件公文書中で既に開示されている情報並びに一般に公にされている職員の名簿及び一般人が通常知り得る他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され又は識別され得る情報であると認められ、本号本文に該当する。また、本号ただし書イからへのいずれにも該当しない。

したがって、当該情報は、条例第 6 条第 1 項第 2 号に該当する。

5 条例第 6 条第 1 項第 6 号該当性について

条例第 6 条第 1 項第 6 号は、「監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、調査、研究、人事管理、公営企業の経営その他の県の事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務若しくは事業又は将来の同種の事務若しくは事業の適正な実施に支障を及ぼすおそれのあるもの」は開示してはならないと規定している。これは、県が行うすべての事務、事業の適正な実施を確保する観点から、これに支障を及ぼすおそれがあるものについては不開示とすべき趣旨から規定されたものである。

行政の事務、事業は様々であるので、開示、不開示を判断する際は、個別の事案につき開示することによる利益と行政の事務、事業に支障を及ぼすことの不利益との比較衡量によることとされている。

以下、これを本件公文書について検討する。

(1) 処分事由説明書案

実施機関が、本号に該当すると主張するのは、前記4(2)ウの検討において、条例第6条第1項第2号に該当しないと判断した No.21 の「処分事由説明書案」中の「行為の内容」である。

実施機関は、当該情報は他に公表しないことを前提に非違行為者その他被害者を含む関係者から収集したものであるため、当該情報が開示されると、関係当事者との信頼関係、協力関係が損なわれるとともに、将来同種の懲戒処分を行う際に必要な事情聴取を忌避されるなど、関係者から必要な情報を得られなくなるおそれがあること、また、被害児童生徒が、非違行為の発生そのものが公にならないことを望んでおり、当該被害児童生徒が直接識別できる情報が公にならなくとも、当該情報が開示されるだけで、被害児童生徒本人に被害者として識別される不安や動揺を与えるとともに、実施機関に対する不信を抱かせ、特に慎重になされるべき児童生徒に対する個別の指導の実施に著しい支障が生ずるおそれがある旨主張している。

確かに、公表しないことを前提に関係者が事情聴取に応じた場合等には、その聴取内容を開示することにより、その者との信頼関係、協力関係が損なわれる場合があることは否定できないものの、一般には、非違行為に係る一般的事実を、特定の個人が識別され得ない程度に開示する場合にまで、このような支障が生ずるとは認め難い。

しかしながら、児童生徒の健全な育成を担うべき学校においては、非違行為に係る一般的事実であっても、開示することにより、被害児童生徒本人に被害者として識別される不安や動揺を与え、当該児童生徒の成長発展を阻害し、教育の本来果たすべき機能を全うできない場合があることもまた否定できない。

したがって、当該情報の本号該当性の判断にあたっては、実施機関から聴取した事実に関する情報に基づき、個々の事案に即して判断する必要があると考える。

上記の考え方に基づき、当該情報についてインカメラ審理を行ったところ、当該情報は、非違行為に係る一般的事実にすぎず、また、特定の個人が識別され得る情報とは認められないため、開示することにより、実施機関が主張するような懲戒処分事務上の支障を生ずるおそれがあるとは認められないものの、内容的にセンシティブなものであることから、被害児童生徒本人に被害者として識別される不安や動揺を与え、特に慎重になされるべき児童生徒に対する個別の指導の実施に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。

以上から、当該情報は、条例第6条第1項第6号に該当すると判断する。

6 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別紙2のとおりである。

別紙 2

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成12年 2月16日	実施機関から諮問を受けた。
平成12年 3月 9日	実施機関から公文書一部開示決定に係る理由説明書を受理した。
平成12年 4月 6日	異議申立人から意見書を受理した。
平成12年 4月20日 (第7回審査会)	事案の審議を行った。
平成12年 5月24日 (第8回審査会)	異議申立人から意見を聴取した。 実施機関から意見を聴取した。 事案の審議を行った。
平成12年 6月29日 (第9回審査会)	事案の審議を行った。
平成12年 7月27日 (第10回審査会)	平成12年7月上旬に公表された「職員の懲戒処分の公表について」 について、実施機関の説明を聴取した。 事案の審議を行った。
平成12年 8月22日	実施機関が本件処分の変更決定を行った。
平成12年10月24日 (第11回審査会)	事案の審議を行った。
平成12年12月25日 (第12回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
水上 進	弁護士	会長
小泉 良幸	山形大学人文学部助教授	会長職務代理者
伊藤 トキ工	社会福祉法人中山福社会理事長	
小嶋 喜一郎	株式会社小嶋総本店代表取締役社長	
佐山 雅映	医療法人社団佐山クリニック理事長	

(平成13年1月16日現在)